

登米市水道事業料金算定要領（案）

2026(R8). . . 改訂

1. 総則

1-1. 本旨

- (1) 水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公正な利益を図るとともに、健全な水道事業を維持できるものとするよう配慮するものとする。
- (2) 水道料金算定業務にあたっては、「水道料金算定要領（令和7年2月日本水道協会）」（以下「算定要領(日水協)」という。）を基礎として実施するものとする。

1-2. 登米市水道料金の経緯（平成17年度以前は登米地方広域水道企業団の水道料金）

年・月			記事	一般家庭 (10m ³ /月) 使用料金	
和暦	西暦	月		税込	税抜
昭和54	1979	9	◎用水供給事業と上水事業（6事業）の統合	-	2,000
			・水道料金の統一		
			・用途別 ・基本水量付基本料金		
			・単一性従量料金（家庭用） ・メーター使用料有		
昭和59	1984	4	◎水道料金改定（平均改定率34%）	-	2,680
			・累積欠損金の解消（自己資本構成比率の向上）		
			・需要促進型（逓減制）料金（施設稼働率の向上）		
			・口径別 ・基本水量付基本料金		
平成01	1989	9	◎消費税法施行に伴い消費税3%の転嫁	2,760	2,680
			◎水道料金改定		
			・高料金対策実施計画に基づき減額改正		
			・高料金対策繰出金として一般会計から補てん		
平成02	1990	10	・小口径の改定：基本料金の減額	2,369	2,300
			→基本水量を10m ³ から5m ³ とした		
			◎消費税法の改正に伴い消費税等5%の転嫁		
			◎水道料金改定（平均改定率8.8%）	2,660	2,533
平成16	2004	10	・健全経営の確保（資金不足解消）		
			・危機管理対策の実施が必要（施設整備）		
			・需要抑制型への転換が必要		
			・口径別 ・基本水量無し基本料金		
平成17	2005	4	・区画式従量料金制（逓増制）	2,660	2,533
			◎登米市水道事業創設（9町合併）		
			・登米地方広域水道企業団の料金を適用		
			◎横山簡易水道事業を統合	2,660	2,533
平成19	2007	4	・簡易水道料金を段階的に改定し4年間で上水道料金と同額にした		
平成26	2014	5	◎消費税法の改正に伴い消費税等8%の転嫁	2,736	2,533
令和01	2019	10	◎消費税法の改正に伴い消費税等10%の転嫁	2,790	2,533
令和05	2023	9	◎水道料金改定（平均改定率15%）	3,220	2,928
			・料金算定期間（4年間）の経常収支比率100%以上を確保		
			・施設の更新需要増加に伴い生じる留保資金不足の解消		

1－3．料金改定にかかる既存計画等の概要

(1) 登米市上下水道事業ビジョン（令和8（2026）年）

登米市上下水道事業ビジョンにおいて、基本理念を「市民が安心して暮らせる持続可能な上下水道事業の確立」と定め、「安全」「強靱」「持続」の3つの基本方針と7つの基本目標の下で事業を推進していくこととしている。

また、水道料金については、次のように示している。

ア 令和5年9月に料金算定期間の経常収支比率が100%以上となるように、平均改定率15%の料金改定を行った。

イ 本市の水道料金は他事業体と比較して高額であることを認識して費用の削減を図るとともに、ダウンサイジングの中でも安全・安心な水の供給や次世代へ安定した施設を維持・継承できるような料金設定を検討する必要がある。

ウ 経費削減や効率的な経営に努めるとともに、経営状況や社会経済情勢の変化を的確に把握し、水道料金の体系・金額が適正なものであるかを毎年度検証する。

エ 料金改定にあたっては、経営指標を定めた上で料金算定期間である4年ごとに水道料金の見直しを行い、安定した経営を目指す。

オ 水道料金の改定が必要となった際に市民の皆さまにご理解いただけるよう、日頃から市のホームページや広報などを活用し、上下水道事業の現状や財政状況、経営計画等について積極的に情報発信を行い、十分な説明責任を果たしていく。

(2) 経営戦略（令和6（2024）年改訂）

ア 投資・財政計画（収支計画）の試算にあたって、水道料金の改定シミュレーションを行い、その内容は次のとおりとした。

①利用者の口径に見合った負担を求めることを原則とする。

②令和5年度から令和8年度までの4年間の算定を行い、令和5年9月に平均改定率15%の料金改定を行った。

③経常収支比率が100%以上となるよう目標経営数値を定めた。

イ 4年ごとに経営状況や社会情勢を鑑み目標経営数値を定め、水道料金の見直しを検討する。

1－4．料金改定の目的

- (1) 水道事業の本旨である安全な水を安定して供給する体制の継続をはかる
- (2) 安定した経営基盤の構築と持続可能な供給システム体制を整える
- (3) 料金改定において達成すべき目標経営数値を次のとおりとする
 - ア．経常収支比率 100%以上 <105.30%>
 - イ．流動比率 250%以上 <270.95%>
 - ウ．留保資金残高 10億円以上 <9億8,400万円>

<>内はア、イは全国同規模団体（末端給水事業、給水人口5～10万人、表流水を主とし有収水量密度が全国平均未満の15団体）平均値。ウは末端給水事業、給水人口5～10万人の平均値。

留保資金残高＝（投資＋流動資産）－（固定負債引当金＋流動負債＋剰余金中積立金）

2. 財政計画

2-1. 基本原則

水道料金を算定するにあたって、過去の実績及び社会情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画（事業費、財源等）を前提として、財政計画を策定するものとする。

財政計画は、現行料金による収益を基本としたタイプAと、料金改定後の収益を基本としたタイプBの策定を行うものとする。

2-2. 財政計画策定期間

財政計画策定期間は、令和9年度（2027）年度から令和18年度（2036）までの10年間とする。

2-3. 収益的収支（損益計算）算定の考え方

- （1） 収益的収支は損益計算とし消費税等は見込まず算定するものとする。

2-3-1. 収益的収入（収益）

- （1） 給水収益

現行料金による給水収益は、実績値供給単価を基礎とした予定単価を設定し、需要予測により算定した料金水量を乗じて算定するものとする。

- （2） 受託工事収益は見込まない

- （3） その他営業収益

その他営業収益は、手数料収益、他会計負担金（消火栓等維持管理負担金）とし、手数料は令和8年度予算値、他会計負担金は予定されている金額を基本として算定する。

- （4） 営業外収益

営業外収益は次の項目とし、実績値並びに予定されている金額を基本として算定する。

①受取利息、貸付利息

②負担金（児童手当繰入等）

③補助金（簡易水道、小規模水道企業債償還利子負担繰入等）

④事務手数料（下水道・貯水槽水道管理）

実績値並びに予定されている金額を基本として算定する。

⑤長期前受金戻入額

令和8年度までの長期前受金については予定されている額とし、令和9年度以降については予定されている対象額（資本的収入：工事負担金、工事補償金、加入金、国庫補助金、他会計負担金等）を基本として算定する。

⑥各種引当金戻入額、雑収益は見込まない。

- （5） 特別利益

特別利益は見込まない。

2-3-2. 収益的支出（費用）

（1）営業費用

営業費用は、人件費、委託料、動力費、修繕費、減価償却費、資産減耗費、その他維持管理費の合計額から控除項目の額を減じた額とする。

費用見積りにあたっては、過去の決算値並びに令和8年度予算値を基礎として、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を考慮するものとする。

ア 人件費

人件費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費（退職手当組合等への負担金を含む。以下「退職給付費等」という。）の合計額とする。

職員数は、令和8年度予算値の人数とし、今後の増減は行わず他部局との異動についても考慮しない。（令和8年度の級別職員数のまま推移する）

積算は、令和8年度予算値を基礎額とし、基礎額に令和8年度予算値の人事院勧告による改定に伴う前年度比2.2%を乗じて算定する。

イ 委託費

包括委託業務（浄水施設等運転管理、配水施設管理、料金・給水業務）については予定されている額とし、期間満了後もその金額を継続するものとする。

一般的委託料は、その他維持管理費の見積り手法に準じるものとする。

ウ 動力費

近3年間決算の動力費単価（動力費/有収水量）を基礎単価として、需要予測により算定した有収水量に乗じて求める。

エ 修繕費

施設の老朽化、状態から今後は修繕が増加すると見込み、近5年間の償却資産に対する修繕費割合は最高が1.20%、最低0.66%、平均0.92%であることから、償却資産の1.0%を修繕費として見込む。但し、総括原価の修正が必要な場合は調整する。

なお、令和11年度をもって事業が完了する保呂羽浄水場再構築事業に係る償却資産については、計画期間内に修繕が発生する可能性が低いものとして、算定の対象から除く。

オ 貸倒引当金

収納状況が安定しているので、令和8年度予算額とする。

カ 減価償却費

令和7年度まで取得した資産については予定されている額とする。

令和8年度以降については予定取得資産額（建設改良費）に基づいて算定する。

キ 資産減耗費

資産減耗費は固定資産除却費とし、固定資産減耗費と棚卸資産減耗費は見込まない。

予定されている固定資産除却費を計上する。その他は、取得資産額の5%を計上する。取得資産イコール更新対象資産額としその残存価格5%を資産減耗費とする。但し、総括原価の修正が必要な場合は調整する。

ク その他維持管理費

決算値若しくは予算値から求めた基礎額を令和 9 年度値とし、今後の伸び率を乗じて算定する。伸び率は、令和 8 年 3 月期の消費者物価指数の総合指数 112.7%（令和 2 年を 100 とする）より、毎年 2.1%（12.7%/6 年間）上昇すると見込む。

上記の手法によりがたい場合は、実績値、予算値を勘案して算定する。

（２）営業外費用

ア 支払利息

令和 7 年度まで借入した企業債に係る利息は予定されている額とする。

令和 8 年度以降に借入れる企業債については予定借入額（施設計画及び借換予定額）に基づいて算定する。その際の算定要件は、取得する資産の資金区分等に応じて下記のとおりとする。

- ① 資金区分が機構資金であって取得資産の耐用年数が 30 年未満のもの
・借入年数 15 年（据置なし）、元利均等償還、利率 3.0%
- ② 資金区分が機構資金であって取得資産の耐用年数が 30 年以上のもの
・借入年数 30 年（5 年据置）、元利均等償還、利率 4.0%
- ③ 資金区分が銀行資金であって取得資産の耐用年数が 30 年以上のもの
・借入年数 30 年（5 年据置）、10 年後 80%借換、元金均等償還、利率 2.5%
- ④ 資金区分が銀行資金の借換債であって残償還年数が 20 年のもの
・借入年数 20 年（据置なし）、10 年後 50%借換、元金均等償還、利率 2.5%
- ⑤ 資金区分が銀行資金の借換債であって残償還年数が 5 年のもの
・借入年数 5 年（据置なし）、元金均等償還、利率 2.0%

イ その他営業外費用

その他営業外費用は見込まない。

（３）特別損失

特別損失は見込まない

３．総括原価の算定

３－１．総括原価

総括原価は、料金算定期間中に必要な給水収益である。

３－２．料金算定期間

料金算定（総括原価算定）期間は、令和 9 年度（2027）から令和 12 年度（2030）の 4 年間とする。

３－３．総括原価の算定

料金算定に用いる総括原価は、算定要領（日水協）に定めるとおり料金算定期間中の営業費用に資本費用を加え、控除項目の額を控除して算定するものとする。

3-4. 資産維持費

資産維持費は、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

資産維持費は対象資産に資産維持率を乗じて求める。

対象資産は、料金算定期間の期首及び期末償却資産の平均残高とする。

資産維持率は、算定要領（日水協）に定める標準の3%を基本として、状況に応じ算定する。

尚、資産維持費は営業外費用の支払利息とともに「資本費用」とする。

3-5. 控除項目

控除項目は収益的収入・営業収益「その他営業収益」営業外収益「受取利息、貸付利息」「負担金」「補助金」「事務手数料」とする。「長期前受金戻入額」は原則として控除項目としないが総括原価の調整が必要な場合は控除について検討する。

3-6. 平均改定率

平均改定率は料金算定期間の「総括原価／現行料金の給水収益」で求めるものであり、この改定率が直ちに口径・使用量に応じた各水道料金の改定率とはならない。

4. 料金体系

（1）現行料金体系を基本として算定する。下記に現行料金体系を記す。

ア 口径別料金体系

イ 基本水量無し基本料金制（φ100 mmを除く）

- ① 小口径（φ13 mm、φ20 mm）は同額基本料金
- ② 中口径（φ25 mm、φ30 mm、φ40 mm）は口径別基本料金
- ③ 大口径（φ50 mm、φ75 mm）は口径別基本料金

ウ 段階別逦増料金（φ100 mmを除く）

- ① 小口径（φ13 mm、φ20 mm）は同額従量料金
- ② 中口径（φ25 mm、φ30 mm、φ40 mm）は同額従量料金
- ③ 大口径（φ50 mm、φ75 mm）は同額従量料金

エ φ100 mmは基本水量付基本料金制

（2）算定一般原則

ア 個別原価主義を採用し算定する。

イ 算定要領（日水協）に定める「特別措置」は検討し総括原価を算定する。

ウ 経過措置については必要に応じ検討する。

5. 本基準は、令和9年度に予定している料金改定に適用する。

6. 本基準は、総括原価の算定において必要が生じた場合は改正することができる。